

農地法3条申請手続きについて

神崎市農業委員会事務局

- 1 申請書の提出は毎月20日までをお願いします。(当日が閉庁の時は前日。)
- 2 申請書について、該当しない項目があれば斜線を引くなどしてすべての項目を記入して下さい。
- 3 申請書は、土地を渡される方は実印を使用してください。受けられる方は認印でもかまいません。
- 4 登記名義人が死亡している場合は、原則として相続登記が済んでからの申請になります。
- 5 経営移譲年金の受給者の場合は、基金への年金の届出が必要になる場合があります。

農地法第3条に必要な書類			添付の要否
1	農地法第3条の規定による許可申請書	農地法第3条の規定による許可申請書(別添)を含む(渡人は実印を押印)	◎
2	渡される方の印鑑証明書		◎
3	受けられる方の住民票謄本	世帯員の続柄のわかるもの	◎
4	申請地の登記簿謄本	法務局より(1部)原本、発行日は申請から3カ月以内	◎
5	字図	法務局より(1部)原本、発行日は申請から3カ月以内	◎
6	位置図(申請地周辺の農地利用状況がわかるもの)	ゼンリン等の図画	◎
7	法人の定款又は寄付行為の写し	法人申請の場合	○
8	総会議事録などの写し	法人申請の場合	○
9	競売調書	受けられる方の単独申請で、競売・公売による場合	○
	判決書又は調停調書	受けられる方の単独申請で、判決・農事調停成立の場合	○
	公正証書	渡される方の単独申請で、遺贈による場合	○
10	耕作証明書	受けられる方が神崎市以外の場合	○
11	営農計画書		◎
12	同意書(地元生産組合長)		◎
13	通作経路図	遠距離の農地の権利取得の場合	○
14	農地法第18条第6項による合意解約書の写し	賃借権等に基づく耕作者がいる場合	○
15	戸籍謄本	登記名義人が未成年者で親権者が代理申請する場合	○
16	仮登記者等の同意書	権利の抹消が確実な場合は省略できる	○
17	賃貸借契約書(様式例第10号の2)	申請者が常時従事要件を満たさない個人及び農地所有適格法人以外の法人(営利目的)である場合	○
18	農地所有者の同意書	転貸する場合	○
19	組合員名簿または株主名簿の写し	受けられる方が農地所有適格法人の場合	○
20	承認会社であることを証する書面等、関連業者であることを証する書面	受けられる方が農地所有適格法人の場合で、「農業法人に対する円滑化に関する特別措置法」に基づく承認会社が構成員である場合	○
21	契約書の写し等、関連事業者であることを証する書面	受けられる方が農地所有適格法人の場合で、構成員に農業関係者以外の関連事業者(法人から物資の提供を受ける者)がいる場合	○
22	総益計算書の写し	受けられる方が農地所有適格法人の場合	○
23	その他参考となるべき書類	記載事項の真実性を裏付けるものに必要不可欠な場合	○